

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年6月1日～ 2026年 5月31日までの 3年間

2. 内容

目標1： 2023年9月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2023年 7月～ 所定外労働の現状を把握
- 2023年 8月～ 社内検討委員会での検討開始
- 2023年 9月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及び社内報などによる社員への周知（毎月）

目標2： 2023年 9月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 6日以上とする。

<対策>

- 2023年 6月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2023年 7月～ 社内検討委員会での検討開始
- 2023年 8月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 2023年 9月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始